

ハイランド3丁目自治会「自治会館管理規程」

(目的)

第1条 この規程は、ハイランド3丁目自治会（以下「自治会」という）が所有するハイランド3丁目自治会館（以下「自治会館」という）の管理について必要な事項を定める。

(会館管理の重要性)

第2条 自治会館は、自治会活動の拠点をなすものであつて、自治会員相互の親睦、文化・教養の向上、各種レクリエーション活動の促進等明るい町づくりのために使用することから、敷地の保全、建物の保守、施設設備および器具・備品等の維持管理を常に適正に行わなければならない。

(管理者)

第3条 自治会館の統括管理責任者は自治会長とし、運営管理者は総務部長とする。

2 運営管理者は、施行細則第8条に基づき、敷地、建物、施設設備および器具・備品等の全般についての施設管理を行う。

また、第4条に規定する自治会館利用状況についても管理する。

(自治会館の維持費用)

第4条 自治会館は、常に利用可能な状態を維持するために必要な保守・点検を行う。

保守・点検に要する費用は、会館会計予算として年度初めに計上し、役員会での議を得て、総会での承認を得なければならない。

2 施設管理を行う運営管理者は、統括管理責任者の承認のもとで、自治会館の保守・点検に要する費用を会計部長に求めることができる。

(利用者および利用者へ周知)

第5条 自治会館を利用できる者の範囲および利用に際しての遵守事項等に関する各種規程は、別に定める「自治会館利用規程」による。

また、運営管理者は、利用者に対して「自治会館利用規程」を周知しなければならない。

(制定)

第6条 この規程は、会長が、役員会の承認を得て制定する。

また、改定が必要な場合にも、役員会の承認を得て改定する。